

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

平成25年9月19日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成25年7月4日（木）午後0時17分頃、周南市大字徳山字栄谷の国道315号の狩人橋付近において、健康医療部地域医療課職員の運転する公用車が側壁及びガードレールに接触し、公用車とガードレールが破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所 周南市毛利町2丁目38

氏名 山口県周南土木建築事務所

所長 岩本 和美

(3) 損害賠償の額

¥101,850-

2 専決処分の年月日

平成25年9月4日

(参考)

事故状況図

